

令和2年 第7回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

10月26日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和 2 年 第 7 回 美 瑛 町 議 会 臨 時 会

令和 2 年 1 0 月 2 6 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （認定第 1 号） 令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 5 （認定第 2 号） 令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 6 （認定第 3 号） 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 （認定第 4 号） 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 （認定第 5 号） 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 （認定第 6 号） 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 （認定第 7 号） 令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 （認定第 8 号） 令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 4 号 財産の取得について（追認）
- 第 1 3 議案第 5 号 財産の取得について（追認）
- 第 1 4 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 3 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 1 7 議案第 6 号 専決処分について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		鈴 木 貴 久 君
総 務 課 長		小 杉 昌 敏 君
まちづくり推進課長		今 瀧 毅 君
移住定住推進室長		高 島 和 浩 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		高 木 比斗志 君
保 健 福 祉 課 長		今 野 聖 貴 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		檜 山 尚 代 君
商工観光交流課長		栗 原 行 可 君
文化スポーツ課長		平 間 克 哉 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		山 下 浩 史 君
水 道 整 備 室 長		長 野 克 哉 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総 務 課 長 補 佐		鈴 木 誠 君
総 務 課 財 政 係 長		松 岡 歩 君
教 育 長		千 葉 茂 美 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農 業 委 員 会 会 長		只 野 透 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		富 田 敏 博 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝よりご参集、また、傍聴いただきまして、ありがとうございます。すっかり寒くなってまいりました。本当、すぐそこにまで冬が近づいてきているのを感じる場所でもあります。体が冷えてると頭も回りませんので、ちょっとこう大きくは動けないですけど、体を動かしながら今日も臨時会の慎重審査、そして簡潔な議論をお願い申し上げます。

開会及び開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和2年第7回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の皆さまもご起立をお願いします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さん、おはようございます。令和2年第7回美瑛町議会臨時会を、議員の皆さま全員のご出席で開催をいただきましたことに、心から御礼を申し上げます。また、日頃より町行政に対しましてご指導賜っておりますことも合わせて、心より感謝を申し上げる次第でございます。

今臨時会では、今後、ご説明ご提案申し上げますが、6案件につきまして、ご提案をさせて

いただきます。が、1点、この臨時会の開催に当たりまして、冒頭、議会議員の皆さま方、また、町民の皆さま方にお詫びを申し上げなければならない、そういう事案が発生してしまいました。その事案と申しますのは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産に関する条例等に定める議会の議決を経ることなく、契約を締結していたというものでございます。具体的には、GIGAスクール情報端末、教師用指導書の取得についてでございます。この後、詳しく経緯についてご説明を申し上げますが、まずは、このような事案が発生いたしましたことにつきまして、議会議員の皆さま方、町民の皆さま方に、心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今回の事案を受けまして再発防止に取り組むのはもちろんのこと、二度とこのようなことが起きないように、法令遵守の徹底に努めてまいり所存でございます。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。今回の事案に関する議案も、この後、ご提案をさせていただきます。

今臨時会にご提案申し上げます議案について、その要旨について、ご説明を申し上げます。

議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について及び議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、財産の取得について、追認する議案を提出する事態の発生に伴い、町長、副町長及び教育長の給料について減給5%、11月分を実施するため、両条例を改正するものです。

議案第3号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第7号）については、冬期間、冬の期間の支出増加や生活用品等の物価上昇が予想されることに伴い、低所得者に対して実施する冬の生活支援事業費の追加であります。

議案第4号、財産の取得について（追認）及び議案第5号、財産の取得について（追認）につきましては、GIGAスクール情報端末及び教師用指導書の取得に当たって、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による、議会の議決を得ず、契約を締結したため、財産の取得について追認をお願いするものでございます。

議案第6号、専決処分につきましては、控訴の提起について、地方自治法の規定により専決しましたので、議会の承認をお願いするものです。

以上、議案6件についてご提案しますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番増山和則議員と11番青田知史議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

議会事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定についての件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、行政報告4点、申し上げます。資料を配付させていただいております。ご高覧賜りますよう、お願いを申し上げます。

まず1点目、農作物の生育状況につきまして、令和2年10月15日現在でございますけれども、てん菜につきましては良、秋小麦につきましては並という報告を受けているところでございます。

2点目、丘のまちびえいサイクルスタンプラリー～チャレンジ・ザ・センチュリーライド～の開催についてでございます。こちらは、期間が9月1日から9月30日まで、自由参加型スタンプラリー形式で実施をしたところでございます。実施主体につきましては、これまでのセンチュリーライド同様、NPO法人美瑛エコスポーツ実践会の皆さま方の主催によるものでございます。参加者数は延べ791名でございます。「丘のまちびえいセンチュリーライド」の代替イベントとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した形で執り行ったイベントでございます。好評を博してございまして、来年度以降の実施につきましても、主催者でありますNPO法人美瑛エコスポーツ実践会様等と協議をしているところでございます。

3点目、マスクの寄附についてでございます。寄附者におかれましては、大洋設備株式会社、代表取締役社長松本康洋様。旭川市の設備関係の企業様でございます。寄附内容につきましてはマスク3,000枚、受領日は10月21日でございます。新型コロナウイルス感染症の感染予防に役立ててほしいという趣旨のお話を頂戴しました。有意義に、今後、感染防止に使わせていただきたいと存じます。大洋設備株式会社様、誠にありがとうございました。

4点目でございます。町道における事故発生についてでございます。発生日時は8月25日(火)、午前8時頃、場所は白金観望線。状況につきましては、町道に付随してます階段を通行した際に、札幌市在住の60代の女性が、劣化した階段の凹みに足を取られて転倒されたというものでございます。右膝の打撲及び擦過傷等であったと報告を受けております。対応につきまして、通院治療に要した費用につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で対応。なお、町道の劣化箇所につきましては、事故発生後速やかに看板等を設置して安全対策を行い、9月22日に補修を完了しているところでございます。以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) これで行政報告を終わります。

日程第4 (認定第1号) 令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 (認定第2号) 令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 (認定第 3 号) 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 (認定第 4 号) 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 (認定第 5 号) 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 (認定第 6 号) 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 (認定第 7 号) 令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

日程第 11 (認定第 8 号) 令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第 4、(認定第 1 号)、令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 5、(認定第 2 号)、令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 6、(認定第 3 号)、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 7、(認定第 4 号)、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 8、(認定第 5 号)、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 9、(認定第 6 号)、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 10、(認定第 7 号)、令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第 11、(認定第 8 号)、令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。(認定第 1 号) から (認定第 8 号) までについて、山本賢一令和 2 年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

山本委員長。

(令和 2 年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長 山本 賢一議員 登壇)

○委員長(山本賢一議員) おはようございます。朗読をもって報告といたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

おはかりします。(認定第 1 号) から (認定第 8 号) までの質疑は、一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(認定第 1 号) から (認定第 8 号) までの質疑は、一括行

うことに決定しました。

それでは、(認定第1号)から(認定第8号)までについて、質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、(認定第1号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第1号)についての討論を終わります。

次に、(認定第2号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第2号)についての討論を終わります。

次に、(認定第3号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第3号)についての討論を終わります。

次に、(認定第4号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第4号)についての討論を終わります。

次に、(認定第5号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第5号)についての討論を終わります。

次に、(認定第6号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第6号)についての討論を終わります。

次に、(認定第7号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第7号)についての討論を終わります。

次に、(認定第8号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第8号)についての討論を終わります。

これから日程第4、(認定第1号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第1号)、令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第1号)の件は、委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、日程第5、(認定第2号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第2号)、令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第2号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、(認定第3号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第3号)、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第3号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、(認定第4号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第4号)、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第4号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、(認定第5号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第5号)、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第5号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、(認定第6号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第6号)、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第6号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、(認定第7号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第7号)、令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件を、委

員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第7号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、(認定第8号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定とするものです。(認定第8号)、令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第8号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 財産の取得について(追認)

日程第13 議案第5号 財産の取得について(追認)

○議長(佐藤晴観議員) 日程第12、議案第4号、財産の取得について(追認)の件及び日程第13、議案第5号、財産の取得について(追認)の件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

梶原管理課長。

(教育委員会管理課長 梶原 祐治君 登壇)

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) おはようございます。議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案集は10頁になります。GIGAスクール情報端末整備事業につきましては、令和2年第4回美瑛町議会定例会におきまして、一般会計補正予算の議決をいただきました。本業務につきましては、本年7月9日に入札を執行し、当日、落札業者と契約の締結をしたところであります。本件は、契約の議決要件となる予定価格が700万円以上の案件でありましたが、単にパソコンを納入するだけではなく、パソコンへの設定作業等、役務との一体的な提供である業務であることから、議会の議決に付すべき契約には該当しないとの認識でございました。しかし、他の自治体で議決を受けている状況があったことから、改めて法令の専門機関にも照会をするなど、庁舎内で検討した結果、議会に提案することに決まりましたことから、この度、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、追認で、議会の議決をお願いするものです。

なお、内容ですが、国のGIGAスクール構想につきましては、当初、令和5年度までに、児童生徒に一人1台の端末を整備する計画が示されておりましたが、今般の新型コロナウイルス

ス感染症の関係で、パソコンなどの情報端末は、教材として必要であるとして、計画を前倒しし、令和2年度中に整備することが示され、本町におきましても、交付金を活用して情報端末を整備するものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

梶原管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) 議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案集は11頁になります。小学校指導用教科書整備事業につきましては、令和2年度当初予算で議決をいただきました。教師用指導書購入につきましては、本年4月20日に見積り合わせを行い、当日、決定業者と契約の締結をしたところであります。本件は、契約の議決要件となる予定価格が700万円以上の案件でありましたが、各教科、各学年に分かれており、単価も数千円から数万円と幅広い価格設定となっており、一般的な消耗品という考えの基で議会の議決に付すべき契約には該当しないとの認識でありました。議案第4号のGIGAスクール情報端末の法的解釈を検討している段階で、指導書購入につきましても検討した結果、議会に提案することに決まりましたことから、この度、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、追認で議会の議決をお願いするものです。

なお、内容でございますが、小中学校で使用する教科書につきましては、通常4年ごとの更新があります。小学校では、令和2年度改訂となり、現在、新たな教科書を使用しております。教科書の改訂に伴い、教師用の指導書を購入したものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について、総括質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今のご説明によりますと、ミスしたと、契約上ミスしたという説明でありましたが、説明のミスした原因、これが究明されたのかどうか。単に一職員又は複数の職員が気が付かなかったということは、当然考えられません。これまで

色々な契約があったはずですが。そのミスした具体的な箇所、原因、この説明を求めます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 中村議員さんからの総括質疑にお答えをさせていただきます。まず、今回の事案の間違ったところがございますけれども、先ほどの提案理由の説明の中でも申し上げましたけれども、まず、1点目のGIGAスクール情報端末整備に伴う部分につきましては、一つの行為としては、パソコンの納品がございます。しかし、そのパソコン納品しただけでは使える状態ではないので、そこに対する接続設定、その他業務として、人為的に人の手を入れて使える状態にさせていただくという形まで、一揃いの業務となっておりました。そのことを6月の補正予算でその業務に対する補正予算を提案させていただきました。その際には、パソコンの本体及びそれに対する、使えるようにするための接続設定、ライセンスの取得等々、人為的な要素も加味されるので、単純なる財産の取得と言う訳ではなくて、学習環境に適した状態に整える作業的な要素が大きい、役務との一体的な提供であるという風に判断いたしまして、議会の議決に付すべき契約には該当しないと、一旦は判断して処理をさせていただいたところがございます。しかしその後、他の自治体の中で、同様の案件で取得についての議会の議決を、財産の取得ということで得ているという例もございました。そのことを踏まえまして庁舎内で検討し、さらに、専門家のご意見も伺いまして、これが議会の議決に付す内容であるのかどうか再度検討した結果、ここはやはり、議会の皆さまにおはかりする必要があるという結論に至ったところがございます。

もう1点の教師用指導書図書につきましても、大きくは流れ同じでございまして、先ほども申しましたけれども、各教科に分かれた、552冊にわたる書籍でございまして、単価も数千円から数万円と幅広い価格帯となっていたところから、当初は、財産の取得ではなくて消耗品の購入に当たるということで需用費として、こちらは当初予算で計上申し上げ、議会の議決をいただいたところでもございましたけれども、GIGAスクールの端末の件が浮上したこともございまして、過去の契約関係をもう一度検討し直したところ、本件につきましても検討した結果、議会の議決を付す、お願いをすべき案件であるという判断に至ったところがございます。各、関わる職員達、失念した訳ではなくて、検討した結果、一旦はこういう一つの判断に至った訳でございますけれども、その検討の内容が足りなかったと。やはりもう少し、もう少しじゃないですね、きちっと、精査をした上で議案提案に臨むべきであったと反省しておりますし、お詫びも申し上げます。また、再発防止策につきましても講じてまいりますので、今後二度とこのようなことがないよう、議会の皆さまの信頼を得られるよう、町民の皆さまの信用を得ら

れるよう、努めてまいりたいと存ずるところでございます。詳細、まだ詳しいところは、担当課の方からお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時03分）

再開宣告（午前10時03分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） この大きな金額ですね、パソコン7,000万円弱。これは議会の議決が必要だけでも、そこに気が付かないで契約してしまったという説明でしたけどもね。これは議会の議決がなければ、この契約自身が無効ではありませんか、どうでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） はい、今ご質問の、議会の議決を、本来得るべき議決を踏まなければですね、やっぱり無効な契約というような、そういう認識しております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

これから日程第12、議案第4号の件を採決します。議案第4号、財産の取得について（追

認)の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第5号の件を採決します。議案第5号、財産の取得について(追認)の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第14、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件及び日程第15、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明をいたします。議案集は1頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の1頁から2頁になります。今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき財産の取得について追認する議案を提出する事態の発生に伴い、特別職の職員の給料について1月分を5%減給するため、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。議案集1頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明を申し上げます。別冊資料の1頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

2の改正の概要は、町長及び副町長の本年11月分の給料をそれぞれ5%減給する内容でございます。

3の施行期日は、令和2年11月1日からの施行となります。

なお、資料2頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

議案集1頁の下から2行目の附則から朗読をいたします。附則、この条例は、令和2年11月1日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は2頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の3頁から4頁になります。今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、議案第1号と同様に、財産の取得について追認する議案を提出する事態の発生に伴い、教育長の給料について1月分を5%減給するため、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。議案集2頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明を申し上げます。別冊資料の3頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

2の改正の概要は、教育長の本年11月分の給料を5%減給する内容でございます。

3の施行期日は、令和2年11月1日からの施行となります。

なお、資料4頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

それでは、議案集2頁の下から2行目の附則から朗読をいたします。附則、この条例は、令和2年11月1日から施行する。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。美瑛町特別職の職員の給与及び美瑛町教育委員会教育長に関する条例の一部改正について、総括質疑をいたします。今回の2件の事件が、昭和37年美瑛町条例第1号にしたがって提案されました。町長及び副町長の11月、当該月に対して、条例第2条1項の規定にかかわらず、別表に定める額の100分の95を乗じて得た額としております。追認にかかる提案に至った責任の一環としての処置に、町長の謝罪は残念で

すが、正常ではありません。ついては、100分の95を乗じて得た額とした、この根拠について質問をいたします。関連して、議会においては、条例の制定、改廃は予算の議決権と並んで最も重要な権限であり、その行使に当たっては、特に重要でなければならないのであります。住民の代表者である議会の議決は、住民の皆さんの大切な意思の決定機関でもあります。地方自治法第96条第1項第8号の規定で、議会に付すべき契約、財産の取得、処分は明々白々であります。しかしながら、財産の取得にかかる追認を議会に求める事件にあつては、理事者の重大な錯誤としているものの、議会軽視、町民軽視は明確に存在するところであります。ついては、この件については、単に犯人探しで終わるのではなく、これまでに至った経過、検証、再発の防止、不名誉ではありますが、教訓を生かして、住民の皆さんの信頼に応えることが必要と考えますが、改めて町長の所感を伺うものであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 野村議員さんからの総括質疑にお答えをさせていただきます。2点の内1点目、減額の根拠をとるところだと理解してございます。減額という措置に至った経緯につきましては、先ほどの中村議員さんへのお答えでも申し上げましたとおり、それぞれ当初、正しいと思つて行つた行為が、さらに精査して慎重に検討した結果、実は議会の議決に付すべき案件であるという判断に庁舎内至りまして、この度、このような追認をいただくというご提案をさせていただいたところでございます。つきまして、そのような追認をいただくという事態を生じさせたことに対する責任を痛感しているところございまして、特別職といたしましても、その責任を一つの形の表れとして示させていただきたいという思いで、今条例の改正案を提案をさせていただいた次第でございます。そしてさらに、詳しい根拠でございますけれども、一般公務員につきましては、懲戒規定等々ございますけれども、特別職につきましては、規定する法律が定められてございません。もし準用するとしましたら、地方自治法施行規程第16条を準用するという形を取っているのが通例であると理解しているところでございます。地方自治法施行規程第16条の準用で行い、そして、減額の額につきましては、これも明確な定めがある訳ではございません。過去の、類似があつてはいけませんけど、過去の案件等を勘案した結果、今回の数字とさせていただいたところでございます。ご理解を賜れば幸いです。

2点目、これまでもお詫びを申し上げておりますけれども、まずは議会の皆さまとの信頼関係、そして町民の皆さまの信用を失墜したということにつきまして、改めて、お詫びを申し上げるところでございます。庁内といたしましても再発防止に努めておりまして、10月8日の庁議におきまして、各課に今回の事案の発生と再発防止に向けて、議会議決案件のチェック体制の

再確認を指示したところでございます。また、議会の議決が必要な工事、製造の請負、財産の取得等に係る取扱いについて、10月13日付けで各課長に通知を行ったところでございます。さらに工事の起工伺及び財産の取得伺の様式に、議会の議決の要否の欄を新たに追加する、様式を見直すという形も行いまして、各課に通知をしたところでございます。また、今後、業務契約等に関する職員研修を実施をしまいいりまして、二度とこのような事態に至らぬよう、法令遵守に努めていく所存でございます。ご理解を賜れば幸いです。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 経過はよく分かりました。このような事象を捉えて、町職員の士気高揚、低迷しているのではと、厳しい目が向けられているのが現実でありますので、やはり意識改革ですとか、信頼の回復、さらには、全力を向けて町民の信頼に応えるというところを私の方から申し上げて、これで質問を終わります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、野村議員さんからご指摘を頂きましたとおり、このような事案が発生してしまいいまして、町民の皆さまの厳しい目が我々に向けられていくというのは重々自覚をしているところでございます。先ほど申しました再発防止策に取り組んでございますけれども、やはり根本的には、根底には一つ一つの業務に対する職員の意識、心構えというものがベースになってると思っております。今後とも研修等を踏まえまして、業務の精緻な執行に取り組んでまいるとともに、そのことを通しまして職員の意識を向上させ、町民の皆さま、議会の皆さまの信頼を得られる、信用される美瑛町であるよう努めてまいりますので、今後とも町議会議員の皆さま方のご指導賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第1号についての討論を終わります。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第2号についての討論を終わります。

これから日程第14、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第3号 令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第16、議案第3号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明をいたします。議案集につきましては、3頁から9頁までになります。今回の補正予算につきましては、民生費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防対策経費など、冬の生活関連経費の増高に対し、在宅で生活する低所得者世帯等への支援として実施する、冬の生活支援事業の追加及びその財源調整で、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億3,520万円とする提案でございます。それでは、はじめに議案を朗読し、その後、内容の説明をいたします。議案集3頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに、歳出からご説明をいたします。議案集8頁になります。

歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額800万円の追加です。新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防対策経費など、冬の生活関連経費の増高に対し、在宅で生活する低所得者世帯等への支援として実施する冬の生活支援事業として、9月定例議会においてお認めいただきました、デジタル地域通貨に対象一世帯当たり1万円相当のポイントを付与する補助金分で800万円の追加でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は6頁になります。

歳入、第21款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額800万円の追加です。冬の生活支援事業に係る過疎対策事業債（ソフト分）でございます。

次に、議案集5頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額6億5,720万円に800万円を追加し、変更後の地方債の総額を6億6,520万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略をさせていただきます。

第2表地方債補正（変更）、過疎対策事業、変更前限度額2億6,440万円、変更後限度額2億7,240万円、合計、変更前限度額6億5,720万円、変更後限度額6億6,520万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

4頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は、省略をさせていただきます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに、総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、議案集の6頁から9頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。歳出の方での冬の生活支援事業ということで、ちょっと確認を二つお願いします。申請を受けて支給決定されて、地域通貨に加算っていうことでよろしいのでしょうかというのと、あとその利用期間は、前回の実証実験による期間の3月末までの利用期間なのか。その2点をお伺いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時28分）

再開宣告（午前10時28分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

今野保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野聖貴君） はい、2点ということで、まず1点目ですけども、申請を受けて、それから調査して決定した方に付与ということになってございます。

それとですね、利用期間なんですけども、現在のところは2月の末ということで今のところ考えてございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。生活支援ということですので、該当者って結構高齢者の方だと思うんですけども、その高齢者の方に地域通貨を理解してもらってという、その方法といたしますか、のことはどのようにお考えでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（今瀧 毅君） 地域通貨の町民への周知の部分につきましては、11月の末にですね、町民向けの説明会の実施を予定しているのと、あと、すずらん大学が11月にその中での実施。あと民生委員の会議においてもですね、その地域通貨の説明については行っていきたいという風に考えております。何分、全員の方に集まっていただいて説明会を実施することは、かなり難しいのかなという風に考えておりますけれども、希望される団体だとか、あと事業者側に使う際にですね、カードを持参していただければですね、スムーズにお買い物ができるような仕組みもですね、今後考えていきたいという風に考えておりますので、極力、高齢者の方が利用しやすい環境づくりというものについては考えていきたいと、検討していきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。9頁の冬の生活支援事業について伺います。800万円が計上されました。該当者お一人1万円と。約800人ですね。この1万円の根拠ですけども、これは従来の福祉灯油に代わる、それに該当する生活費支援として想定しているのか伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今野保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野聖貴君） 議員今おっしゃられたとおり、従来の福祉灯油という、基本的には考え方はそこで持っております。高騰部分ということなんですけども、今年については灯油部分の高騰というのは、今のところ見受けられないんですけども、生活を総合的に考えます

と、新型コロナ、コロナ禍ということで生活に係る支出部分が増高が予想されるということで、今回このように提案させていただいています。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。冬の暖房費ですね、これは寒冷地ですから随分、毎年かかります。灯油、電気、ガスも入るかもしれませんが、暖房費としてはざっと10万円はかかるはずで、15万円かかる家庭もあるかもしれません。10万円としてもですね、1万円を暖房費として、これは生活支援ですと言えるのでしょうか。10万円だったら分かりますよ。町民も納得するんです。1万円ということはね、どのようにそういう方々に説明しますか。これはなかなか難しいと思いますよ、生活支援ですと。どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○保健福祉課長(今野聖貴君) 先ほど私も説明しましたが、今までどおり冬の生活支援ということで、基本的には物価上昇部分、今回については支出の増えた部分ということで、その部分に対する支援ということで考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。町長にお聞きしたいんですけどもね。町長はですね、選挙公約で、幸せなまちづくりとおっしゃいました。1万円です、支給して幸せになれるのかということなんです、ずばりお聞きすると。だから1万円としたその根拠ですね、根拠。やっぱり前の町長とは、町政を変えるということなんですからね。その1万円の根拠です。これを明確にお答えください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、幸せなまちづくり、町民の皆さまに幸せになっていただきたいというような、もう本当に私も心からの願いでございますし、町行政の最終目標はそこに向かっていくものでなければならないという風に思っているところでございます。幸せと、このお金との関わりで1万円では幸せ感が足りないというご指摘であれば、では、いくらであれば良いのかというような議論にもなってしまうかねませんので、まず生活全般が安心して幸せに満ちた生活になるよう、今後とも努めてまいりたいと存ずるところでございます。今回の冬の生活支援事業の1万円でございますけれども、暖房費、かつての福祉灯油の考え方から派生して、踏襲してきている事業であるとは理解しておりますけれども、今回の事業名そのものが冬の生活支援ということで、灯油だけではない様々な暖房施設の設備の在り方も現在ではありますし、

また、今回につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、ステイホーム、家での家庭内需要が高まっていることで、家庭内からの支出が増えているということも見受けられる、様々な要素を勘案して冬の生活をご支援申し上げるといような形でございます。

暖房関係に特化して言いますと、先ほど課長も答弁申しましたけれども、燃料代の値上げ、高騰等は今年は今のところまだ見られておりません。しかし、そのような中でも、町民の皆さまの支出が増えている、その家計を少しでもご支援するという形で今回1万円という形の事業を取らせていただきました。もちろん額については、多ければ多いほど良いというご意見もあろうかと思えますけれども、そこにつきましては財源との兼ね合い、総合的な判断をした結果、今回このような額でのご提案とさせていただきます。引き続き、議員さんからのご提案、ご指導を賜りながら、適正な事業規模というものを考えてまいりたいと存じる次第でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の3頁から5頁まで。令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第7号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第3号の件を採決します。議案第3号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第7号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第6号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第17、議案第6号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

山下建設水道課長。

(建設水道課長 山下 浩史君 登壇)

○建設水道課長(山下浩史君) 議案第6号、専決処分についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては12頁、13頁になります。平成30年1月26日に町内在住者が町に対して、土地の真正名義の回復を原因とする、所有権移転登記手続きを求める訴えを旭川地方裁判所に提起していたところであり、令和2年10月1日に第一審判決が言い渡されました。その判決内容に対し、町は全部不服であることから、控訴の提起を申し立てるため、令和2年10月8日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今回の土地所有権移転登記手続請求控訴事件ですね。この当該土地とは、どの部分の土地を示しているのか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下建設水道課長。

○建設水道課長(山下浩史君) 当該土地につきましては、町道に接している、町内在住者の方の土地を今争っているところございまして、詳細につきましては細かい部分、たくさん説明をしないと分からない部分もございしますので、今争っているところは、町道に接しているところの土地ということでご理解いただきたいと思います。

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。原告であるこの町民はですね、今回の事件と同じ理由で過去に裁判を行いました。そして、その裁判は4年前に町は敗訴、これが確定しています。その敗訴となった判決の理由はですね、この係争地に町道がそもそも存在しないという、そういう理由でした。今回の旭川地裁のこの判決の理由は、同じく、町が所有する町道は存在しないと。前回と同じ判決なんです。したがって、控訴する前提が崩れているのではないかと考えられますが、どのように判断しましたか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下課長。

○建設水道課長(山下浩史君) 今回の判断に至った経過につきましては、今議員ご指摘のとおり、前回の敗訴になったところの土地の状況とですね、今回の現土地の状況も全く同じ状況で

はないということもございます。また、町の方で主張している部分につきましても、前回のものを見据えながらやっているところではございますけれども、やはり今回の現土地の現況に合わせた中で、また主張も少し変わってきているところがございますので、こういったようなところを考慮しながら判断をした結果ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) そうおっしゃいますけどね、旭川地裁は、町の所有する町道は存在しないと、こう言ってる訳ですよ。私も判決文、拝見させていただきましたよ。そうなってるんです。だから貴重な税金を使ってですね、無駄と思える裁判を、これからも続ける理由はないんじゃないですか。そこにこだわる理由は何なんでしょうか。私は理解出来ません。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 判決の内容につきましては、今また控訴を今ご提案させていただいている、係争中であるということで、法律的な判断、また訴える中身については、詳細には申し上げることは差し控えさせていただきますけれども、前回の確定した訴訟、そして今回の訴訟とでは、若干内容も違いがございます、町側の訴え方、私たちはこう考えているというところの訴えの部分も、前回とは違うところがございます。そういう中で、私どもの今の訴え方を、三審制度の中で、もう一度審査をしていただきたいなという思いもございまして、控訴という判断に至らせていただきました。もちろん、原告の方は町民の方でいらっしゃいますので、その立場を十分考慮しつつ、私共の主張もさせていただきたいと思っておりますけれども、一つには、もう昭和53年からの事件、昭和53年当時の事件でございます。今の職員が携わっている訳ではございませんけれども、過去から今に至るまで、美瑛町の町職員、それぞれの時代、それぞれの立場の中で厳正に職務に当たっていたと。そのことをやはり今一度、主張をさせていただき、町民の皆さまのご理解をいただきたいなというような思いでございます。今回もこの判決出た後で、この判決で確定させるかということも踏まえて、代理人の弁護士さんにご相談をしたところでございます。控訴ありきで何でもかんでもという訳ではございませんけれども、確定させるという前提も考慮に入れながら視野に入れながら、判決内容を検討させていただきましたが、やはり、法律的に私たちが一審で主張したものが今回の判決の中では認められていないということで、弁護士さんとも相談の結果、今一度判断を仰ぎたいという立場で、今回の控訴という結論に至ったところでございます。ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい」の声)

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「はい」の声)

6 番中村議員。

(6 番 中村 俱和議員 登壇)

○6 番(中村俱和議員) はい、6 番中村です。私は反対の立場から討論いたします。この裁判は、前回行われた裁判をやはり詳細に精査しなければなりません。認識しなければなりません。過去の裁判では、当町民が町に対して、土地を返却するように提訴した事件でした。当町民は平成26年8月21日に町を起訴し、二審の旭川地裁で逆転勝訴しました。旭川地裁の判決を拝見しましたら、判決の主な理由は二つあります。

一つ、町は六間幅の町道をつくるので、土地を寄附してもらおうと説明したとされるが、その証拠はない。これは32年前のことでありました。

二つ目、原告は原告の土地を寄附したとは認められない。町は札幌高裁に上告したが、上告破棄となり、原告の勝訴が確定しております。つまり、係争地には、町が所有する町道は存在しないということであります。今回の裁判は同じ敷地の中で、同じ理由によって、町民が提訴した事件であります。

結論を申し上げます。町が主張をする道は原告の私道であり、町が所有する町道は存在しない。したがって、控訴する前提が成立していない。貴重な税金と時間を使い、無駄な控訴と分かっている裁判を続ける理由は全くない。町長は選挙公約の中で、美瑛を変えますとおっしゃられました。その公約はどこへ消えてしまったのでしょうか。残念の極みであります。以上、終わります。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「はい」の声)

13 番八木議員。

(13 番 八木 幹男議員 登壇)

○13 番(八木幹男議員) 13 番八木です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。こちらにつきましては、法に基づいて行政執行されたものについての訴訟であり、上位司法の判断を仰ぐことは当然の行為であります。何の異を唱えるべきでもありません。先ほど、町長から説明もありましたとおり、係争中ということで内容は避けていきますが、前回とは異なる

内容であると町長から説明をいただきました。

また、議会開催日程に間に合わないということの専決であり、こちらも何の問題も異議を唱えるものではありません。

憲法で保障されているのは、議員ではなく議会です。議会の思いは十分に理解をして取り組んでいるつもりであります。また、それぞれの議員は選挙で選出されました。事あるごとの表決に際しましては、700票で当選した人では700人の顔を想定しながら、あるいは500票で当選した方については500人の人たちはどう考えるのだろうか、こういうことを考えながら議決に当たっているという風に考えております。今回も議会の総意となる判断を期待して、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第6号の件を採決します。議案第6号、専決処分について、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は承認することに決定しました。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。会議を閉じます。令和2年第7回美瑛町議会臨時会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした。昨日、何日か前なんですが、お仕事、勤め上げて定年退職された先輩とちょっとお話する機会があって、その先輩はバイト的なお仕事もちょっとされてるんですけど、いろいろ忙しいと。何忙しいのっていう話を聞いたところ、町内会のことであったりとか、色んなちょっとした役職がですね、色んな部分で頼まれちゃって断れなくて忙しいんだよ、なんて話をしてたんですけど。その先輩は、求められるうちが花だな、やれるだけ頑張ってるよっていうようなお話をされていて、そのことを今不意に思い出し、僕も勿論その方の考えにも勿論賛同出来ますし、合わせて言うならば、求められることもそうだし、色んなね、周りの人に怒られなくなっても駄目かな、なんていうところも僕は合わせて思うところがありまして、それは何歳になっても、そういうことなんじゃないかなって今思っ

てます。僕は何歳まで生きられるか分かりませんが、この先50歳、60歳、70歳ってもしなれたら、何歳になっても怒られるような人間であっていきいたいなと思っているし、また、人に対しても、相手のことを考えてですね怒っていきけるような、自分の思いだけじゃなくて、その人のことを思いながら怒れるような人間になっていけたらなと思っているところでもあります。人間は、絶対間違いは犯す人間であり、それは組織においてもそうでもありますし、一番重要なのは同じことを2回3回と、繰り返してやっついていかないということなんじゃないかなという風に思っているところでもあります。

これから氷点下にもなります。車の運転も危なくなります。初冬が一番事故が多いなんていう話も聞いたことがありますので、車の運転、そして体調管理にもお気を付けてください、この寒い冬を乗り切っていけたらと思っています。今日はお疲れさまでした。

午前10時55分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年11月12日

美瑛町議会 議長 佐藤晴観

議員 増山和則

議員 青田知史